

# 17

# 建築士試験受験資格取得に係る指定科目一覧

建築士試験受験資格取得に係る指定科目一覧

国土交通大臣の指定する 科目の分類	本学で定める授業科目等 [★は共通必修、▲は一級のみ必修、( )の数字は単位数]※1						最低修得単位数 ※1	
	単位数		1年次	2年次	3年次	4年次	一級	二級・ 木造
	一級	二級・ 木造						
①建築設計製図	7以上	5以上		★デザインの 基礎(2)	設計製図A(2) 住宅地計画実習(2) 建築CAD演習(2)	設計製図B (2)	8	6
②建築計画	7以上	7以上	★都市計画の 基礎(2)	★建築計画Ⅰ(2) 建築史(2)	建築計画Ⅱ(2) 都市開発と社会基盤(2) まちづくり演習(4)		8	8
③建築環境工学	2以上				建築環境計画(2) 建築環境デザイン(2)		2	
④建築設備	2以上				▲建築設備(2)		2	
⑤構造力学	4以上				▲構造力学Ⅰ(2) ▲構造力学Ⅱ(2)		4	
⑥建築一般構造	3以上	6以上	★建築一般 構造論(2)		▲建築構造計画(2)		4	6
⑦建築材料	2以上				建築材料学(2) 材料学実験(2)		2	
⑧建築生産	2以上	1以上			不動産管理演習(4)	建築施工 (2)	2	2
⑨建築法規	1以上	1以上	★都市と建築の 基本法(2)				2	2
⑩その他	-	-		都市計画(2) ハウジング論(2)	環境法(2) インテリアデザイン演習(2) 都市環境と防災(2) 集合住宅管理論(2) 不動産経営計画(2)			
合計(最低修得単位数)※2							40～ 60	24～ 40
備考	※1 履修条件及び最低修得単位数は卒業要件とは異なります。 ※2 試験区分及び受験資格に必要な実務経過年数ごとに合計(最低修得単位数)が異なります。 詳細は右ページの【履修方法】を参照してください。							

(①から⑩の分類から6～26単位選択)

(①から⑩の分類から0～16単位選択)

## 【履修方法】

建築士試験受験資格取得にあつては、試験区分及び受験に必要な実務経験年数ごとに以下のとおり修得しなければならない。

国土交通大臣の指定する 科目の分類		最低修得単位数		履修条件	
		一級	二級・木造	一級	二級・木造
①建築設計製図	8	6	『デザインの基礎（2単位）』を含め8単位以上修得	『デザインの基礎（2単位）』を含め6単位以上修得	
②建築計画	8	8	『都市計画の基礎（2単位）』及び『建築計画Ⅰ（2単位）』を含め8単位以上修得	『都市計画の基礎（2単位）』及び『建築計画Ⅰ（2単位）』を含め8単位以上修得	
③建築環境工学	2		2単位以上修得		
④建築設備	2		『建築設備（2単位）』修得		
⑤構造力学	4	6	『構造力学Ⅰ（2単位）』及び『構造力学Ⅱ（2単位）』を修得	『建築一般構造論（2単位）』を含め6単位以上修得	
⑥建築一般構造	4		『建築一般構造論（2単位）』及び『建築構造計画（2単位）』を修得		
⑦建築材料	2		2単位以上修得		
⑧建築生産	2	2	2単位以上修得	2単位以上修得	
⑨建築法規	2	2	『都市と建築の基本法（2単位）』修得	『都市と建築の基本法（2単位）』修得	
① ┆ ⑩	実務経験4年	6	—	①～⑨の最低修得単位数のほかに、①～⑩の中から、受験資格に必要な実務経験年数別に左記の単位数を修得	
	実務経験3年	16	—		
	実務経験2年	26	0		
	実務経験1年	—	6		
	実務経験0年	—	16		
合計	実務経験4年	40	—	* 建築士試験及び受験資格に必要な実務経験年数ごとに合計（最低修得単位数）が異なる	
	実務経験3年	50	—		
	実務経験2年	60	24		
	実務経験1年	—	30		
	実務経験0年	—	40		

<参考> 国土交通省が定める実務経験別の最低修得単位数は以下のとおりです。

受験に必要な実務経験年数	一級建築士試験			二級・木造建築士試験		
	4年	3年	2年	2年	1年	0年
最低修得単位数	40	50	60	20	30	40

**注意** 上記の最低修得単位数は、本学で修得しなければならない最低修得単位数とは異なります。